

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例
根拠条項	第10条
処分の概要	取消し等の処分（登録販売業者）
法令の定め	登録生産者又は登録販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その登録を取り消すことができる。 (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく知事の命令に違反したとき。 (2) 種馬鈴しょに関し、植物防疫法第13条第4項の規定に違反したとき。
処分基準	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例第10条各号による。
処分担当課	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興（農産）係
問い合わせ先	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興（農産）係
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html</a> )